

特集

JAくろべ

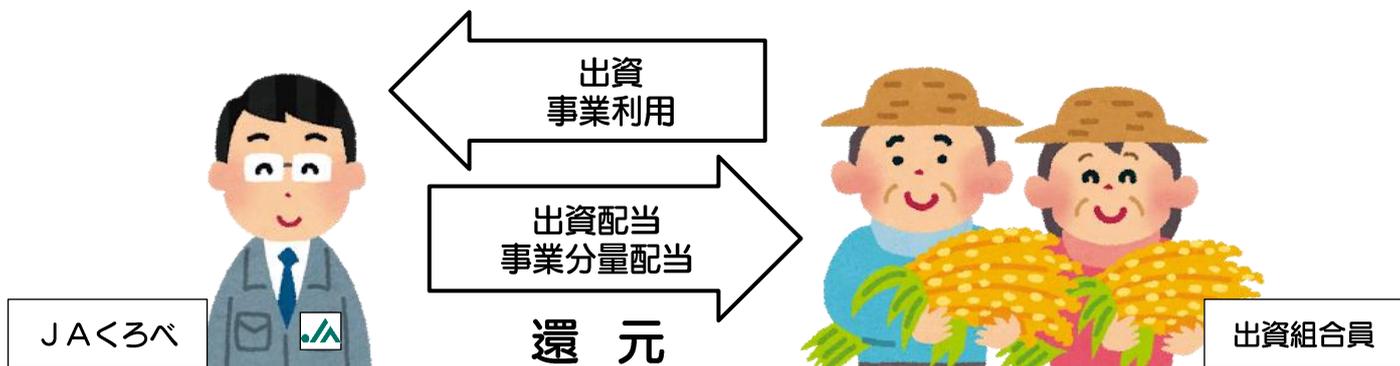
自己
改革

農業者の所得増大
農業生産の拡大

自己改革の実践！

—事業分量配当の実施—

- ◆事業分量配当とは
組合員の事業分量に応じて、剰余金を組合員に還元（配当）する方法です。



◆事業分量配当の概要

対象となる方	出資組合員 ※正・准組合員を問わず、年度末（平成31年1月31日）時点で組合員の方が対象となります。
対象となるお取引	購買事業利用（肥料、農薬、農機具） ※農機具については、修理料も対象となります。 ※組合員本人の取引（組合員本人の取引と識別できる取引）に限ります。
お取引対象期間	平成30年2月1日から平成31年1月31日

※出資配当を含め、配当基準・配当金額などについては、当該年度の決算状況をかながみて、協議のうえ決定し、次年度の通常総代会（事業報告及び剰余金処分案承認の件）において承認いただくこととなります。